

熊労基発 0808 第 2 号
平成 30 年 8 月 8 日

(公社) 熊本県トラック協会長 殿

熊本労働局労働基準部長



事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持のための
事業者が講ずべき必要な措置の徹底について

日頃より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添の平成 30 年度全国労働衛生週間実施要綱では「快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進」を掲げておりますが、事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持のため事業者が講ずべき必要な措置が十分に事業者理解されているとは言えず、未だに違反がみられる状況にあります。

つきましては、事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）及び「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成 4 年労働省告示第 59 号）に基づく、事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持のための事業者が講ずべき措置について、別添資料をご活用の上、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



労働者の休養、清潔保持のための環境整備に係る規定

○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

事業者の措置する事項	労働安全衛生規則(安衛則) (事務所以外に適用)	事務所衛生基準規則(事務所則) (事務所に適用)
睡眠及び仮眠の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に労働者に睡眠を与える必要がある場合や、就業中に仮眠する機会がある場合:睡眠又は仮眠の設備(男女区別) (安衛則第616条、事務所則第20条) 	
休養室	<ul style="list-style-type: none"> ・常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する場合:休養室又は休養所を設置(男女区別) (安衛則第618条、事務所則第21条) 	
洗淨又は洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・業務により身体又は被服を汚染等するおそれがある場合:洗眼等の設備、更衣設備又は洗濯設備 (安衛則第625条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面設備を設置 ・業務により被服を汚染等するおそれがある場合:更衣設備又は被服の乾燥設備 (事務所則第18条)
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・男女区別 ・男性用大便所の数は、男性労働者60人以内ごとに1個以上 ・男性用小便所の数は、男性労働者30人以内ごとに1個以上 ・女性用便所の数は、女性労働者20人以内ごとに1個以上 (安衛則第628条、事務所則第17条) 	